

1 調査名称：真庭市都市計画道路見直し検討業務

2 調査主体：真庭市

3 調査圏域：真庭都市圏

4 調査期間：平成21年度

5 調査概要：

本市の都市計画道路の中には、計画決定から30年以上経過しているにもかかわらず、事業化の見通しが立っていない路線が存在し、計画決定から現在に至る間に本市を取り巻く社会経済情勢も大きく変化している。こうした背景の中で本市における主要道路網の配置を踏まえ、検討・見直し路線の抽出と、各路線の機能、周辺土地利用などの視点からその必要性について、「岡山県都市計画道路見直しガイドライン」に従って検討する。

I 調査概要

1 調査名：真庭市都市計画道路見直し検討業務

2 報告書目次

1. 真庭市の都市の現状

- 1－1. 上位関連計画の整理
- 1－2. 都市計画区域の現状分析

2. 真庭市都市計画道路見直しガイドラインの作成

- 2－1. 関連上位計画の整理
- 2－2. 都市計画道路の見直しに関して考慮すべき新たな視点
- 2－3. 真庭市都市計画道路見直しガイドラインの作成
- 2－4. 見直し検討の内容
- 2－5. 真庭市都市計画道路見直しガイドラインのまとめ
- 2－6. 都市計画道路見直しの流れ

3. 真庭市都市計画道路の見直し

- 3－1. 見直し検討路線の抽出
- 3－2. 自動車交通にかかわる各路線特性の分類
- 3－3. 見直し検討路線の評価：Step1(一次検討)
- 3－4. 見直し検討路線の評価：Step2(二次検討)

4. 評価結果の妥当性の検証

- 4－1. 評価結果の妥当性の検証の総括

5. 今後の課題

- 5－1. 見直しの方向性作成後の進め方
- 5－2. 見直し案に対する住民説明に向けた展開イメージ
- 5－3. その他留意点

6. 真庭市都市計画道路見直し(素案)の作成

- 6－1. 真庭市都市計画道路見直し(素案)
- 6－2. 都市計画変更手続き図書(案)

- ①久世都市計画変更手続き図書（案）
- ②勝山都市計画変更手続き図書（案）
- ③落合都市計画変更手続き図書（案）

【参考資料】

- ・真庭市交通量調査実施概要及び実施結果
- ・路線評価カルテ

【打合せ記録簿】

3 調査体制

委員会等設置無し

4 委員会名簿等：

委員会等設置無し

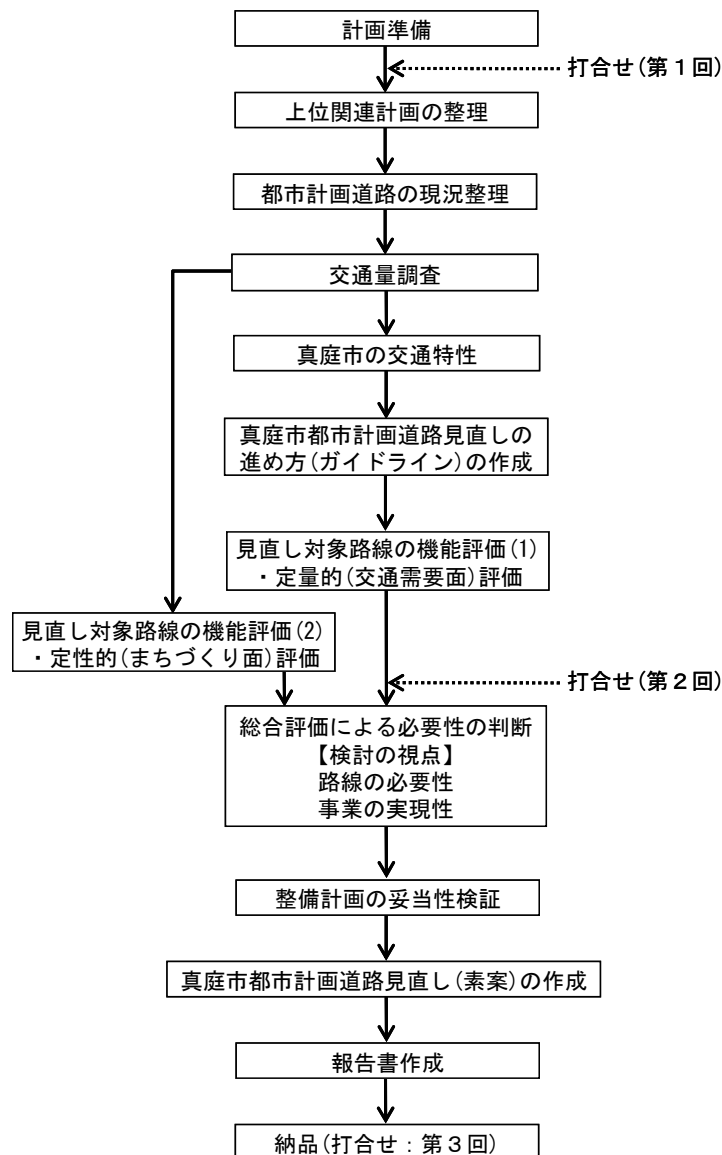
II 調査成果

1 調査目的

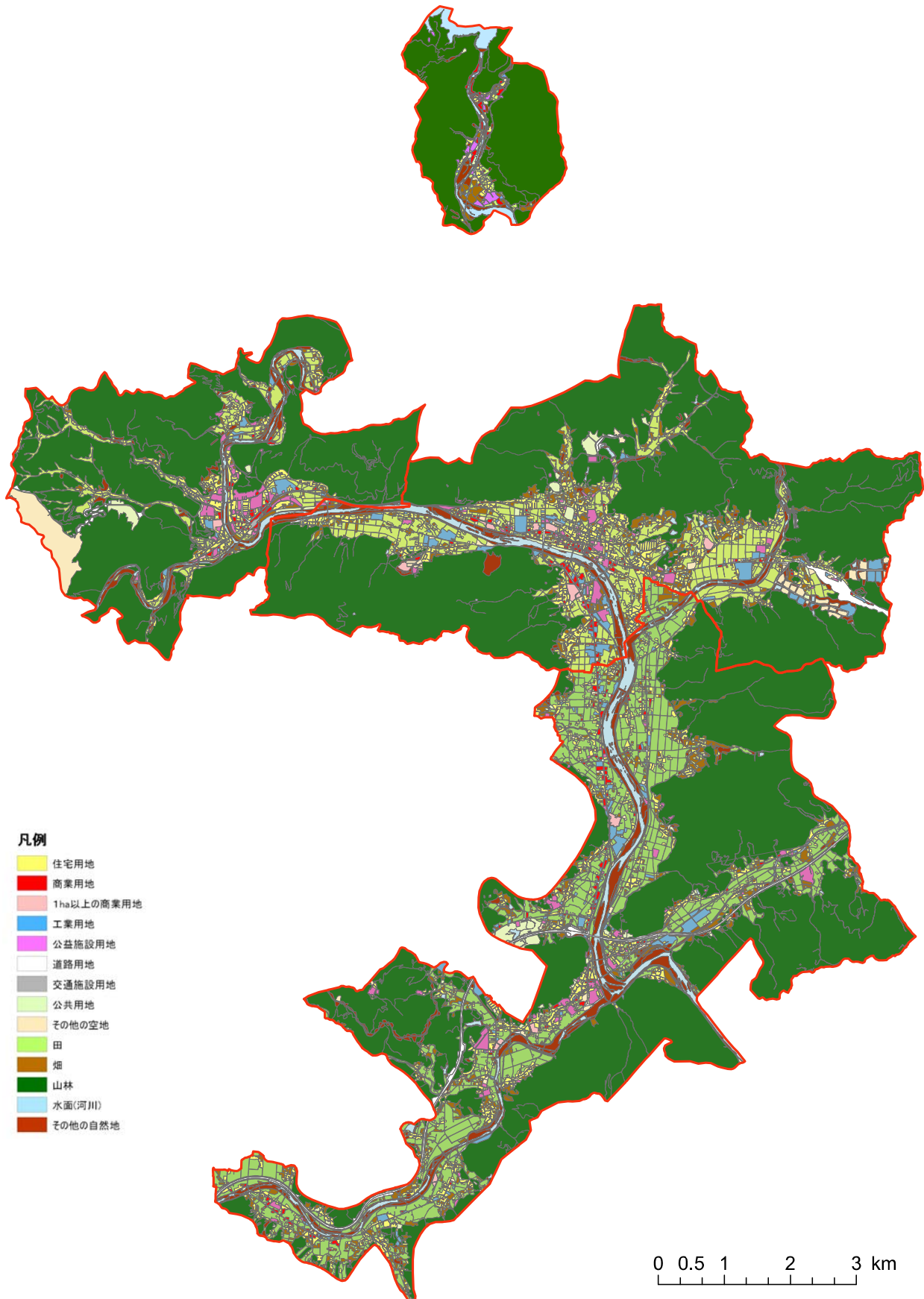
都市計画道路は、まちづくりの骨格となる都市の基盤施設であることから、都市の目指すべき将来像を踏まえ、計画的な整備を進めていくことが必要である。しかしながら、本市の都市計画道路(久世地区：8路線、落合地区：4路線、勝山地区：7路線)の中には、計画決定から30年以上経過しているにもかかわらず、事業化の見通しが立っていない路線(路線)が存在し、計画決定から現在に至る間に本市をとりまく社会経済情勢も大きく変化している。

このような背景を踏まえ、本業務においては、現状の真庭市における主要道路網の配置を踏まえ、検討・見直しの対象とする路線を抽出するとともに、それら路線の路線機能・周辺土地利用等の視点から、その必要性について検討するものである。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

1. 見直しの背景

都市計画道路は、全県的に高度経済成長期にかけて多くの都市計画道路が計画決定され、真庭市においても、古くは昭和 28 年に都市計画決定された路線があります。しかし、計画決定後から長期間にわたり整備が行われていない路線も数多く存在し、計画決定時と比べ人口や交通量などの見通しやまちづくりの方針が変わり、現時点では必要性が低下している路線もあると思われます。このように必要性の低下している路線の計画を残すことは、土地の健全な利用に支障を及ぼすとともに、今後のまちづくりニーズとの乖離や健全な財政運営において支障が生じ、良好な都市環境の形成ができなくなる恐れがあることから、適切に見直しを行うことが必要となってきました。

2. 見直しの効果

今回、見直し作業を行うことにより以下のような効果が期待されます。

●道路の必要性に対する市民と行政との合意形成

これまで、ある意味では不透明であった都市計画道路のあり方や配置の考え方、個別路線の整備のあり方などについて、改めて住民と行政との合意形成を図ることができます。

●限りある財源の有効活用

近年の財政状況を勘案し、限られた財源を各種政策に有効に使う必要がある中で、市内の都市計画道路の整備率は非常に低い状況にあります。そこで、必要性の低くなった路線を見直しし、都市計画道路としての位置付けを廃止することや、必要な場合求められる幅員などに計画変更を行うことにより、限りある財源を活用できるようになります。

3. 見直し対象路線・区間

見直しに作業にあたりましては、岡山県が策定した『岡山県都市計画道路の見直しガイドライン』を踏まえ、見直し対象路線・区間の抽出を行います。

見直し対象路線・区間の抽出の視点

- 都市計画決定されてから 30 年以上経過する未着手の路線・区間
- 真庭市総合計画や都市計画マスタープランの考え方と整合しない区間・路線

これによって抽出された真庭市内の見直し対象路線は、次のとおりとなります。

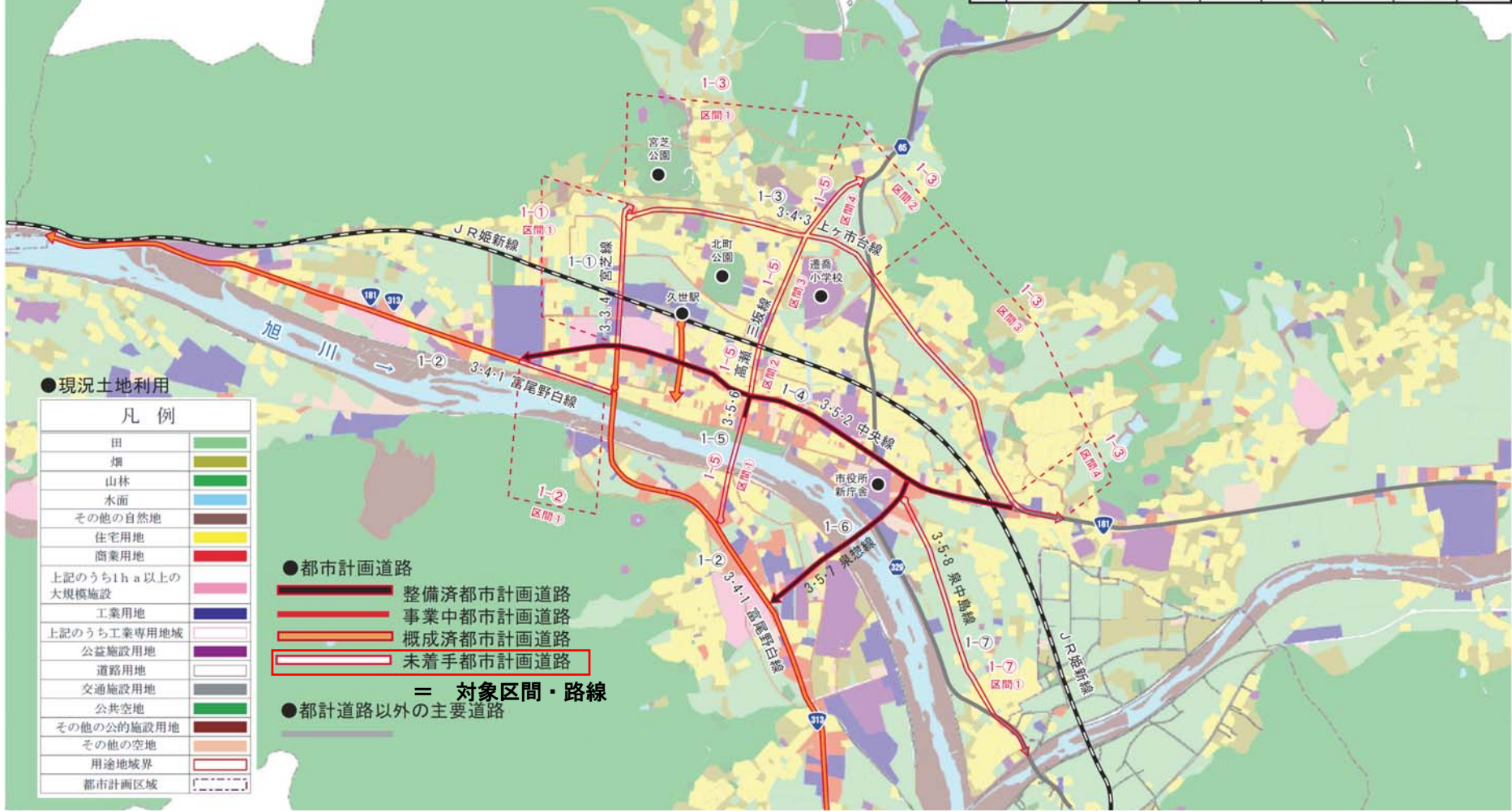
見直し検討路線一覧表（真庭市全体）

番号	路線名	計画概要				見直し対象 区間延長(m)
		計画延長(m)	車線数	幅員(m)	計画決定日	
久世都市計画区域						
1-①	3・3・4 宮芝線	720	(2)	22	S28. 6. 8	540
1-②	3・4・1 富尾野白線	4,280	(2)	16	S43. 8. 23	365
1-③	3・4・3 上ヶ市台線	1,890	(2)	16	S43. 8. 23	1,890
1-⑤	3・5・6 高瀬三坂線	1,370	(2)	12	S43. 8. 23	1,290
1-⑦	3・5・8 泉中島線	1,020	(2)	12	S43. 8. 23	1,020
計(5路線)		9,250	—	—	—	5,285
勝山都市計画区域						
2-③	2・3・2 中須線	1,130	(2)	12	S39. 12. 24	1,130
2-④	2・3・3 水の手線	1,740	(2)	12	S39. 12. 24	1,740
2-⑤	2・3・4 五反庄線	1,040	(2)	12	S40. 7. 10	770
2-⑥	1・小・1 水岨線	1,120	(2)	12	S40. 7. 10	1,120
2-⑦	1・小・1 川端線	2,090	(2)	12	S40. 7. 10	50
計(5路線)		7,120	—	—	—	4,810
落合都市計画区域						
3-③	3・5・3 栄町馬乗線	810	(2)	12	S42. 12. 22	210
3-④	3・5・4 西原金崎線	2,680	(2)	12	S42. 12. 22	2,680
計(2路線)		3,490	—	—	—	2,890
真庭市全体						
計(12路線)		19,860	—	—	—	12,985

都市計画道路整備状況と現況土地利用（久世地域）

※概成済都市計画道路
 計画された道路幅員のうち、概ね2/3以上の幅員が確保されている等、計画された道路と同程度の機能を持つ区間

番号	路線名	計画概要				整備済延長(m)	整備率(%)
		延長(m)	車線数	幅員(m)	計画決定日		
1-①	3-3-4 宮芝線	720	(2)	22	S28.6.8	0	0.0
1-②	3-4-1 富尾野白線	4,260	(2)	16	S43.8.23	0	0.0
1-③	3-4-3 上ヶ市台線	1,890	(2)	16	S43.8.23	0	0.0
1-④	3-5-2 中央線	2,010	(2)	12	S28.6.8	2,010	100.0
1-⑤	3-5-6 泉中島線	1,370	(2)	12	S43.8.23	80	5.8
1-⑥	3-5-7 泉野線	680	(2)	12	S43.8.23	680	100.0
1-⑦	3-5-8 泉中島線	1,020	(2)	12	S43.8.23	0	0.0
1-⑧	3-6-5 駅前線	230	(2)	10	S28.6.8	0	0.0
計(7路線)		12,200	-	-	-	2,770	22.7



●現況土地利用

凡例	
田	[Green]
畑	[Light Green]
山林	[Dark Green]
水面	[Blue]
その他の自然地	[Light Blue]
住宅用地	[Yellow]
商業用地	[Orange]
上記のうち1ha以上の大規模施設	[Pink]
工業用地	[Dark Blue]
上記のうち工業専用地域	[Light Blue]
公益施設用地	[Purple]
道路用地	[Grey]
交通施設用地	[Dark Grey]
公共空地	[Light Green]
その他の公的施設用地	[Dark Blue]
その他の空地	[Light Green]
用途地域界	[Red]
都市計画区域	[Dashed Box]

- 都市計画道路
- 整備済都市計画道路
- 事業中都市計画道路
- 概成済都市計画道路
- 未着手都市計画道路
- 対象区間・路線
- 都計道路以外の主要道路

都市計画道路整備状況と現況土地利用（勝山地域）

番号	路線名	計画概要				整備済延長(m)	整備率(%)
		延長(m)	車線数	幅員(m)	計画決定日		
2-①	2-1-1 鼓山線	410	(2)	20	S39.12.24	410	100.0
2-②	2-3-1 鳴戸線	2,530	(2)	12	S39.12.24	200	7.9
2-③	2-3-2 中須線	1,130	(2)	12	S39.12.24	0	0.0
2-④	2-3-3 水の手線	1,740	(2)	12	S39.12.24	0	0.0
2-⑤	2-3-4 五反庄線	1,040	(2)	12	S39.12.24	0	0.0
2-⑥	1-小-1 水札線	1,120	(2)	12	S39.12.24	0	0.0
2-⑦	1-小-2 川端線	2,090	(2)	9	S39.12.24	2,040	97.6
計(7路線)		10,060	-	-	-	2,650	26.3

●現況土地利用

凡例	
田	緑色
畑	黄緑色
山林	濃緑色
水面	水色
その他の自然地	茶色
住宅用地	黄色
商業用地	赤色
上記のうち1ha以上の大規模施設	濃い赤色
工業用地	青色
上記のうち工業専用地域	濃い青色
公益施設用地	紫色
道路用地	灰色
交通施設用地	濃い灰色
公共空地	濃緑色
その他の公的施設用地	茶色
その他の空地	淡黄色
用途地域界	点線
都市計画区域	点線

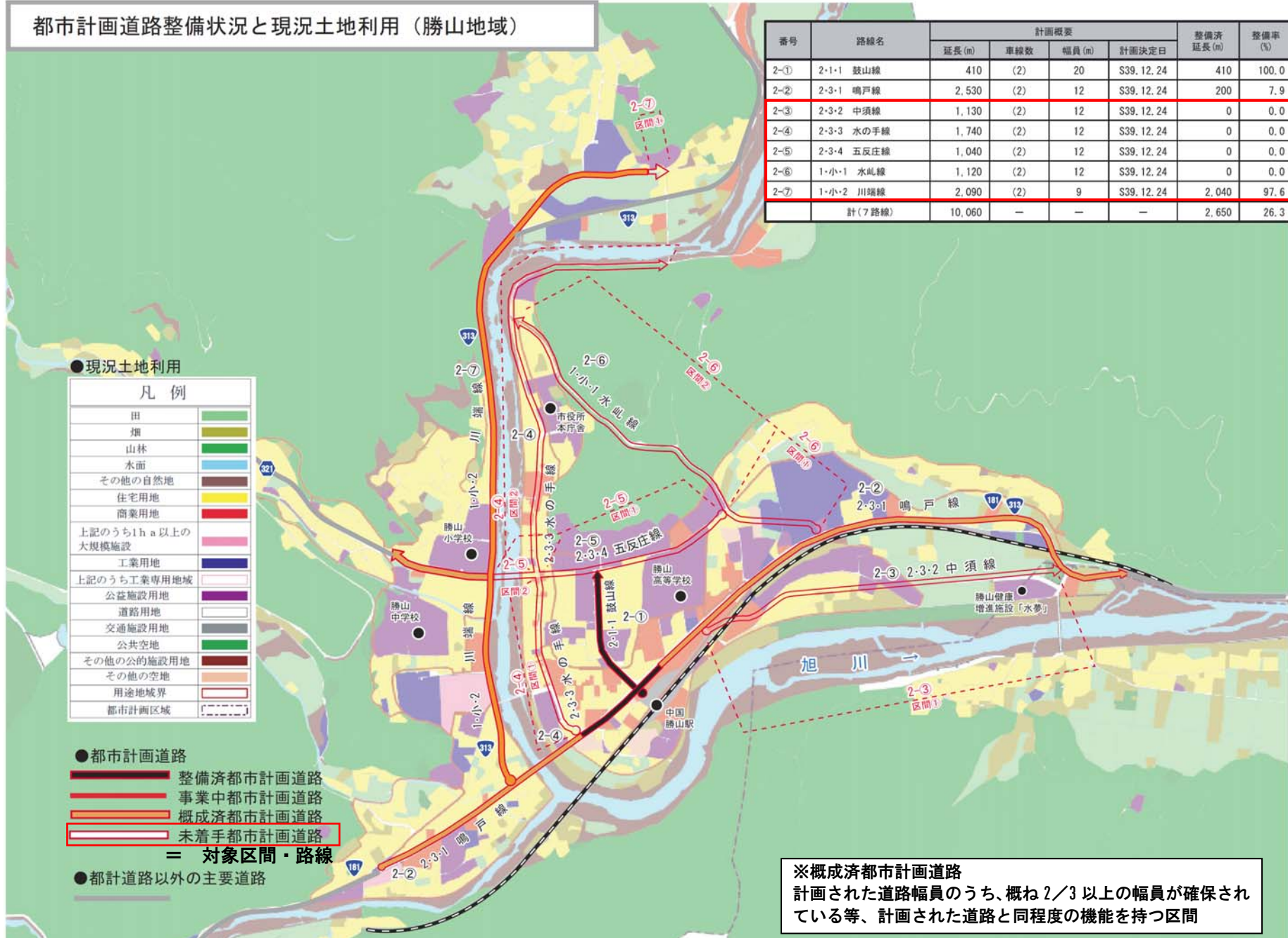
●都市計画道路

- 整備済都市計画道路
- 事業中都市計画道路
- 概成済都市計画道路
- 未着手都市計画道路
- 対象区間・路線

●都計道路以外の主要道路

※概成済都市計画道路

計画された道路幅員のうち、概ね2/3以上の幅員が確保されている等、計画された道路と同程度の機能を持つ区間



都市計画道路整備状況と現況土地利用（落合地域）

番号	路線名	計画概要			計画決定日	整備済延長(m)	整備率(%)
		延長(m)	車線数	幅員(m)			
3-①	3-4-1 下方赤野線	3,200	(2)	16.5	S42.12.22	2,350	73.4
3-②	3-4-2 垂水上市瀬線	2,100	(2)	16	S42.12.22	0	0.0
3-③	3-5-3 栄町馬乗線	810	(2)	12	S42.12.22	180	22.2
3-④	3-5-4 西原金崎線	2,680	(2)	12	S42.12.22	0	0.0
計(4路線)		8,790	—	—	—	2,530	28.8

●現況土地利用

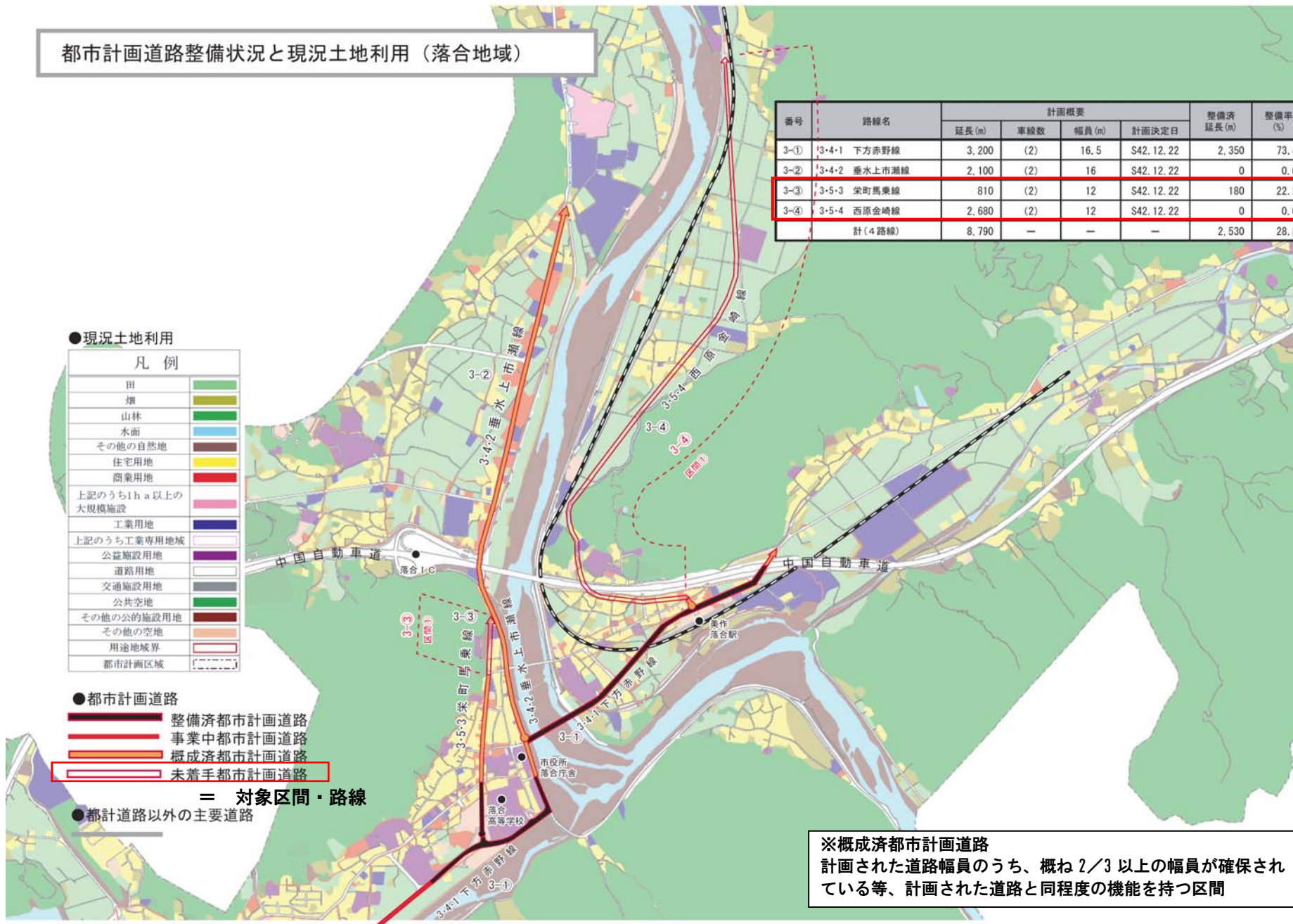
凡例	
田	緑色
畑	黄緑色
山林	濃緑色
水面	水色
その他の自然地	茶色
住宅用地	黄色
商業用地	赤色
上記のうち1ha以上の大規模施設	濃い赤色
工業用地	青色
上記のうち工業専用地域	濃い青色
公益施設用地	紫色
道路用地	灰色
交通施設用地	濃い灰色
公共空地	薄緑色
その他の公的施設用地	茶色
その他の空地	茶色
用途地域界	赤い点線
都市計画区域	赤い点線

●都市計画道路

- 整備済都市計画道路
- 事業中都市計画道路
- 概成済都市計画道路
- 未着手都市計画道路

＝ 対象区間・路線

●都計道路以外の主要道路



※概成済都市計画道路
 計画された道路幅員のうち、概ね2/3以上の幅員が確保されている等、計画された道路と同程度の機能を持つ区間

4. 見直し作業の手順

見直し対象路線・区間について「必要性」や「事業の実現性」を踏まえ、今後の方向性を決定していきます。

その際、全県的な都市計画道路の見直しの方向性を示した『岡山県都市計画道路見直しガイドライン』に示される視点を踏まえつつ、以下のように検討しました。

【見直し対象路線・区間の必要性・実現性】

必要性については、人口減少などの社会経済情勢の変化やまちの将来像の変化を踏まえた上で以下の視点の下総合的な評価・検討を行いました。

分類	見直しの視点
見直し対象 路線・区間の 必要性	① 廃止の場合、道路ネットワークが機能しなくなるなどの弊害が発生する
	② 都市骨格形成に寄与する幹線道路(環状・放射)である
	③ 主要施設への主なアクセス道路である
	④ 河川・鉄道等のボトルネックの解消に該当する
	⑤ 公共交通の導入空間となる道路の確保に該当する
	⑥ 地区のシンボルとなる道路に該当する
	⑦ ユニバーサルデザインの実現に寄与に該当する
	⑧ 緊急車輛の進入路確保、避難路確保への寄与に該当する
	⑨ 将来土地利用に対応した道路密度の確保に寄与する

実現性については、計画されている路線や区間周辺の環境や地形等物理的な制約の有無なども踏まえ以下の視点の下総合的な評価・検討を行いました。

分類	見直しの視点
見直し対象 路線・区間の 事業の実現性	① 特色のある資源との整合性がある
	② 地形的制約がない
	③ 既存市街地への影響がない

なお、『岡山県都市計画道路見直しガイドライン』では、必要性について広域・地域の二段階で検討することを基本的な考え方としています。

広域的な視点とは、見直し対象路線・区間をとりまく都市圏レベルでの現状や将来動向及び課題を把握するとともに、見直し対象路線・区間が、都市の骨格形成機能やネットワーク、広域的な防災機能を有しているかなどについて検討します。

地域的な視点については、真庭市総合計画や都市計画マスタープランなどの計画の方向性や地域の課題を把握するとともに、歩道の有無や沿道の土地利用や地域資源の有無などについて検討します。また、財政的な見地からも機能を代替できる道路がある場合や周辺既存道路が一部役割を分担可能である場合は、それら既存ストックの有効活用の視点も踏まえます。

真庭市 都市計画道路見直しの手順

●見直し検討路線の抽出

現在、未着手である都市計画道路（整備済、事業中（予定）を除く）のうち、以下の条件のいずれかに該当する路線を見直し検討路線として抽出

- 条件1：昨今の社会経済状況の変化を考慮し、概ね30年以上経過の都市計画道路
- 条件2：上位計画である真庭市総合計画や都市計画マスタープランにおける道路整備の方向性を踏まえ、広域的なネットワークを担う国道および県道に指定されている路線およびそれらを接続する区間／上位計画上重要な路線であっても代替路線が存在する場合

●自動車交通にかかわる各路線特性の分類

抽出した見直し検討路線は、自動車交通にかかわる路線特性1、2への該当有無を、都市計画決定位置や沿道条件等から、それぞれ評価する

特性1：主として通過交通を処理するための道路

特性2：主としてその地域で発生する交通を処理するための道路

●路線の評価

Step 1

【路線特性1に該当の場合】

対象路線・区間を整備した場合の将来断面混雑度を評価（平成42年時点）

【路線特性2のみに該当の場合】

目標混雑度以上の場合：存続候補路線と判断し、Step2にて特性3を加味した事業の「実現性」の視点からみた評価を実施し、見直し路線の該当有無を決定

整備しないと周辺地域の交通混雑が予想される

目標混雑度以下の場合：更に詳細な検討が必要な路線と判断し、Step2にて特性3を加味した事業の「必要性」・「実現性」の視点からみた評価を実施し、見直し路線の該当有無を決定（路線特性1・2ともに該当しない路線を含む）

整備なしでも周辺地域は混雑しないと予想

Step 2

各見直し路線は、「必要性」（9項目）と「実現性」（3項目）について、該当有無を評価
さらに、

特性3：自動車交通処理以外の目的がある道路

であるかどうかを総合的に踏まえ評価

- 公共交通の導入空間となる道路の確保
- 地区のシンボルとなる道路の確保
- 豊かな地域資源や土地利用の確保
保全すべき歴史・文化・観光資源、景観上保存すべき資源等が明らかに存在している場合、それらを阻害しない
- 便利で安全・快適な地域間交流の実現に寄与する道路機能
整備の有無により、代替路線がなく地域間の連携への影響を与えるかなどの視点から検討する

見直し路線（案）の決定